

阿波っ子意見表明推進事業委託業務

企画提案募集要項

1 事業名

阿波っ子意見表明推進事業委託業務

2 事業の目的

こども施策の決定過程におけるこども・若者の意見反映を実践・推進するため、令和7年度に設置した「阿波っ子未来会議」の運営を実施すると共に、あまり意見が拾いきにくいこどもたちにも意見を述べる機会を提供する取組を実施する。

加えて、こども・若者が安心して過ごせる居場所を、夏休み期間にとくしまDX推進HUB toku-Noix（とくのわ）において、開設・運営を行う。

ついては、豊富な経験と高度な専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する公募型プロポーザルを実施し、その選定結果により委託する団体を決定する。

3 事業の内容

別添「阿波っ子意見表明推進事業委託業務仕様書」のとおり。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 役員に、次の①から③のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (4) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従

前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

- ④ 県税、国税等納付すべき税金を滞納している者
 - ⑤ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
 - ⑥ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でない認められる者ではないこと。
- (7) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

5 企画提案参加の手続き等

(1) 提出場所、問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県こども未来部こども未来政策課政策調整担当
電話：088-621-2812
ファクシミリ：088-621-2843
E-mail：kodomomiraiseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 企画提案参加申込書等の提出方法

- ① 用紙サイズはA4版とする。
- ② 提出書類
 - ア 企画提案参加申込書(様式1)
 - イ 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2)
 - ウ 履歴事項全部証明書（法務局が発行するもので3ヶ月以内に取得したもの。）
個人事業主の場合は、営業証明書（市町村長が発行するもので3ヶ月以内に取得したもの。）
 - エ 県税、国税等納付すべき税金の未納の額のないことの証明書（税務署及び都道府県が発行するもので3ヶ月以内に取得したもの。）
- ③ 提出方法
 - (1)の提出場所、問合せ先に持参（午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く））、電子メール、又は郵送（書留郵便で期限内必着）すること。
なお、電子メールを送信する場合、送信後に電話にて送信した旨を連絡すること。
- ④ 提出期限
令和8年4月16日（木）午後5時必着

(3) 質問受付

- ① 質問内容
原則として、業務内容や手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。
- ② 質問方法
質問書（様式5）により行うものとし、(1)提出場所、問合せ先のメールアドレス

レスあてに、質問書を送付する方法で質問すること。

なお、電子メール送信後には、電話にて送信した旨を連絡すること。

③ 質問受付期間

令和8年4月10日（金）午後5時まで

④ 質問に対する回答

質問者に、電子メールにより令和8年4月13日（月）までに回答するとともに、徳島県のホームページに回答を掲載する。

(4) 参加辞退

企画提案参加申込書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式6）を持参又は郵送により提出すること。

(5) 企画提案書等の提出方法

① 用紙サイズはA4版とする。

② 提出物及び提出部数

提出物	部数	備考
ア 企画提案書(かがみ文)	1	「様式3」により提出すること。
イ 企画提案書	7	「様式4」により提出すること。 本事業の事業目的を踏まえた企画提案を行うこと。 企画提案書の上限は20ページ（エ 参考資料を含む）とする。 「様式4-1」に積算内訳を記入すること。 なお、企画提案書は、「様式4」及び「様式4-1」に定める事項について網羅されていれば、任意の様式を使用し て差し支えない。
ウ 添付資料	7	・団体等の概要が分かる書類（規約、組織図等）
エ 参考資料	7	・他団体との間で類似業務実績を示す資料

③ 提出方法

(1) の提出場所、問合せ先に持参（午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く））又は郵送（書留郵便で期限内必着）すること。

持参又は郵送した資料は、電子メールにて、(1) 提出場所、問合せ先のメールアドレスあてに送付すること。

④ 提出期限

令和8年4月30日（木）午後5時必着

(6) その他

ア 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された書類については返却しない。

イ 参加資格確認書を提出せず、又は虚偽の記載をし、若しくは確認書に反することとなったときには、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

6 事業規模（予算）

事業規模：3,080千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

備品購入は不可であり、原則リース対応とすること。

7 選定方法等

- (1) 県は、企画提案等の内容について順位を決定するため、委託業務企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会は、5名で構成するものとする。
- (3) 提出された企画提案書等については、選定委員会において、別表「阿波っ子意見表明推進事業委託業務」審査基準（以下「評価基準」という。）に基づき、総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を委託候補者に選定する。
 - ア 選定委員会において、企画提案書等のプレゼンテーション審査を実施する。提案者が1者であった場合にも、プレゼンテーション審査は実施する。
 - イ 評価基準に基づき総合的に採点評価した上で、最優秀提案者を選定し、本業務の契約の相手方の候補とする。なお、提案者が1者であった場合は、企画提案の適否を判断する。
 - ウ 開催は、令和8年5月中旬を予定している。実施日時・場所等の詳細については、別途通知する。
- (4) 審査の観点
 - ① こどもからの意見聴取について、十分に理解した内容となっていること。
 - ② 業務を適切に遂行できる実施体制となっていること。
 - ③ 事業実施に必要な知識・経験を有していること。
 - ④ 具体的かつ実現性に優れた内容となっていること。
 - ⑤ 参加者募集方法について、具体的かつ効果的な提案をしていること。
 - ⑥ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。
- (5) 審査の過程で、委員から提案内容について質問があった場合は、すみやかに回答の対応をすること。
- (6) 選定結果
 - ア 全ての参加者に書面で通知する。なお、最優秀提案者の名称等は県ホームページ上で公表する。
 - イ 選定等に関する照会には一切応じない。
 - ウ 選定結果に対する異議申立ては受理しない。
 - エ 選定委員会において選定された委託候補者は、契約手続を完了するまで県との契約関係を生じない。
- (7) 選定結果の取消し
提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業施行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

8 契約締結

- (1) 契約方法
公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、7（3）により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。
- (2) 契約保証金
契約保証金は免除する。

9 スケジュール

- (1) 公募開始
令和8年4月3日（金）
- (2) 質問受付締切
令和8年4月10日（金）午後5時まで
- (3) 企画提案参加申込書提出期限
令和8年4月16日（木）午後5時まで
- (4) 企画提案書等提出期限
令和8年4月30日（木）午後5時まで
- (5) 審査
令和8年5月中旬
- (6) 選定結果の通知・契約の締結
選定後、速やかに選定結果を通知し、契約締結の協議を行う。
- (7) 留意事項
契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることを十分留意すること。

10 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、本事業公募要領、仕様書、委託契約書、徳島県契約事務規則、その他別に定める規程等を遵守すること。
- (2) 最優秀提案者が、提案した日から本契約締結までの期間内に「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないこととする。また契約後に同要綱に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。
- (3) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議、調整を行った上で、徳島県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。